

2023年9月1日

「窓の性能表示制度」運用基準

一般社団法人 日本サッシ協会

1. 目的

この基準は、経済産業省の定める「窓の性能表示制度」(告示令和5年3月28日)の一般社団法人 日本サッシ協会(以下「サッシ協会」という)加盟各社の運用基準について定める。

2. 適用範囲(「窓の性能表示制度」およびサッシ協会自主基準の適用範囲)

「窓の性能表示制度」運用基準の適用範囲は、経済産業省の告示を遵守する。
適用範囲は、生活者が使用する住宅の窓(一重構造の窓に限る)とする。

3. 「窓の性能表示制度」表示基準

製造事業者等が住宅の窓の断熱性・日射熱取得性に係る品質の表示を行う場合には、次に定める事項を表示することとする。

1) 表示事項

- ① 断熱性は、「JIS A 4710(2015)」に規定する方法により測定された熱貫流率又は、「JIS A 2102-1(2015)」若しくは「JIS A 2102-2(2011)」に規定する方法により算出された熱貫流率とする。なお、国立研究開発法人建築研究所ホームページ内 技術情報(住宅) 2.1 算定方法「熱貫流率及び線熱貫流率」及び「試験方法等」に記載された評価方法を用いることができる。
- ② 日射熱取得性は、「JIS A 2103(2014)」に規定される計算方法による。なお、国立研究開発法人建築研究所ホームページ内技術情報(住宅)2.1算定方法「日射熱取得率」に記載された評価方法を用いることができる。
- ③ 住宅の窓の断熱性に係る品質を保証する製造事業者等の氏名若しくは名称又は商標その他の当該製造事業者等を特定するに足りる事項。

2) 遵守事項

- ① 1)の表示事項は、次の表の左欄の表示区分に応じ、同表の右欄の等級記号を用いて多段階評価により表示すること。

【断熱性能】

表示区分	等級記号
熱貫流率が1.1以下のもの	★★★★★★
熱貫流率が1.1を超え1.5以下のもの	★★★★★
熱貫流率が1.5を超え1.9以下のもの	★★★★

熱貫流率が 1.9 を超え 2.3 以下のもの	★★★
熱貫流率が 2.3 を超え 3.5 以下のもの	★★
熱貫流率が 3.5 を超え 4.7 以下のもの	★
熱貫流率が 4.7 を超えるもの	無し

* 小数点第二位以下四捨五入とする。

【日射熱取得性】

表示区分	等級記号
日射熱取得率が 0.50 を超え 1.00 以下のもの	N-1 
日射熱取得率が 0.35 を超え 0.50 以下のもの	N-2 
日射熱取得率が 0.35 以下のもの	N-3 

- ② 1)の表示事項は別記様式のラベルの製品本体への貼付若しくは明らかな印刷物への印刷若しくはホームページ等の電子メディアを通じての情報開示により見やすい箇所に容易にはがれない方法又は容易に消えない方法で表示すること。

4. 貼付対象

1) 対象とする製品

貼付対象は住宅の窓とし、出入りを目的とする玄関ドア、玄関引戸には貼付しない。「窓の性能表示ラベル」細則(別添)参照。

2) 表示方法

加盟各社は、断熱性能等級・日射熱取得性能の両方もしくはどちらか一方をショールーム等の展示品や製品カタログへの表示に努める。

5. 窓の製造事業者(性能表示者)

「窓」(サッシ(枠・障子)にガラスを組み込んだもの)を完成させた事業者等で、「窓の性能表示ラベル」に名称又はブランドを併記し、窓としての断熱性能を担保する者。

- ・ サッシ製造事業者
- ・ サッシ・ガラス卸事業者
- ・ サッシ・ガラス販売事業者
- ・ その他(窓として販売するもの)

6. 覚書の締結

サッシ協会加盟各社と性能表示者は、サッシ協会加盟各社が販売する部材等を用いて製作した住宅の窓に「窓の性能表示ラベル」を貼付するにあたり、別紙「窓の性能表示ラベルの表示に関する覚書」又はこれに準ずる書面による契約を行い、サッシ協会加盟各社は貼付に必要な情報を提供する。

7. 「窓の性能表示ラベル」

「窓の性能表示ラベル」は、経済産業省の定めるデザインや色を遵守するものとする。

1) ラベルデザイン

製品本体に貼付する場合には、視認可能な大きさとする。

熱貫流率の数値や日射熱取得率の数値及び等級記号の記載は、サッシ協会加盟各社の自主判断とする。

意匠上の問題等で製品本体へラベルを貼付しない場合は、納品書や明細書、その他印刷物で断熱性能(多段階評価の★の数や数値)や日射熱取得率(等級記号や数値)を表示しても良い。

<断熱等級と日射熱取得率を併用する場合>



<断熱等級のみの場合>



2) 製造事業者名

住宅の窓の断熱性に係る品質を保証する製造事業者等の氏名もしくは名称又は商標その他の当該製造事業者等を特定するに足る事項を表示

※製造事業者等を特定できるのであれば、会社マークや登録されていない商標も可。

8. 貼付位置

原則として、窓本体フレーム部、または室内側から見て、窓の右下隅ガラス面に貼付することとする。

※ デザイン上等の支障がある場合は、この限りでない。

※ 1窓に複数枚のガラスがある場合でも、貼付は1枚のみも可とする。

※ 方立や無目を使用して複数の窓を連結した場合は、原則として1窓単位での貼付とする。

9. 運用の原則

経済産業省の定める「窓の性能表示制度」についての告示を遵守するとともに、加盟各社はサッシ協会の定める運用基準を遵守し、基準と異なる運用を行う場合は、事前にサッシ協会に報告しなければならない。

10. 基準の変更

当基準を変更する場合は、事前にサッシ協会に報告し、住宅企画部会又はビル企画部会が改定案を住宅サッシ委員会とビルサッシ委員会に上申し、決裁後に会務運営委員会への報告を行う。

付則

この基準は、2023年9月1日より実施する。